（国有財産法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　特別会計に関する法律附則第二百三十四条第一項に規定する未完了事業については、第一条の規定による改正前の国有財産法施行令第五条第一項第二号、第十一条第三号の二並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「特定国有財産整備特別会計」とあるのは、「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」とする。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　特別会計に関する法律附則第二百三十四条第一項に規定する未完了事業については、第二条の規定による改正前の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令第八条の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　菅　直人
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに同法附則及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「扶養親族」」の下に「「控除対象扶養親族」」を、「「扶養親族」の下に「「控除対象扶養親族」」を加える。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

（非課税とされる金品の交付を行う財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体）

第二十八条　法第九条第一項第十四号（非課税所得）に規定する政令で定める団体は、オリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う一般社団法人又は一般財団法人のうち、その運営組織が適正であり、かつ、同号の金品の交付を適正に行うことができると認められるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　文部科学大臣は、前項の規定により一般社団法人又は一般財団法人を指定したときは、これを告示する。

第二十九条　削除

第三十条中「第九条第一項第十六号」を「第九条第一項第十七号」に改め、同条第一号中「に基づく保険金及び生命保険契約に基づく給付金で」を「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下この号において「少額短期保険業者」という。）の締結したこれに類する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく保険金、生命保険契約（同法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。以下この号において同じ。）又は旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約をいう。）に基づく給付金及び損害保険契約又は生命保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金で」に改め、同条第二号中「当該契約に準ずる」を「損害保険契約に類する」に改める。

第六十一条第一項第十一号中「第百六十七条の七第六項」を「第百六十七条の七第七項」に改め、同条第二項第一号中「。次号において同じ」を削り、同項第二号中「の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号において「分割前事業年度」という。）終了の時」を「の直前」に、「その時」を「当該分割型分割の直前」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該分割法人の前期期末時（当該分割法人の当該分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度（当該分割型分割の日以前六月以内に法人税法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した同法第二条第三十号に規定する中間申告書又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割の日までの間に同条第三十一号に規定する確定申告書又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係るこれらの規定に規定する期間）終了の時をいう。）の資産の帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該前期期末時から当該分割型分割の直前の時までの間に資本金等の額若しくは連結個別資本金等の額又は同条第十八号に規定する利益積立金額若しくは同条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額（法人税法施行令第九条第一項第一号若しくは第六号（利益積立金額）又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号（連結利益積立金額）に掲げる金額を除く。次号イにおいて「資本金等の額等」という。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

第六十一条第二項第二号ロ中「分割前事業年度終了の時」を「分割型分割の直前」に改め、「（当該分割型分割に基因して法人税法施行令第九条第一項第六号又は第九条の二第一項第六号に掲げる金額が生じた場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。）の株式で当該分割型分割により移転したものに対応する部分の金額を含む。）」を削り、同項第三号イ中「当該期間」を「これらの規定に規定する期間」に改め、同号ロ中「価額」の下に「（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）」を加え、同条第三項中「第二条第十二号の九」を「第二条第十二号の九イ」に改める。

第六十五条第二号中「退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の」を「第百八十三条第三項第三号（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に掲げる」に改める。

第七十六条第二項第一号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

第百十条中「居住者が、その」を「居住者の」に改める。

第百十二条第一項中「被合併法人」の下に「（次項において「被合併法人」という。）」を、「。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人を合併法人とする合併（法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併のうち法人税法施行令第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併に該当するものに限る。以下この項において「無対価合併」という。）が行われた場合には、その無対価合併のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に、旧株（当該無対価合併に係る被合併法人の株式でその居住者が当該無対価合併の直前に有していたものをいう。以下この項において同じ。）一株の従前の取得価額にその旧株の数を乗じてこれをその所有株式の数で除して計算した金額を加算した金額とし、かつ、その所有株式は、同日において取得されたものとみなす。